六十四、千歳製綿株式会社に対する件

昭和四十三年(排)第六十一号

排除命令

山形県山形市長町百八十五番地

千歳製綿株式会社

右代表者　代表取締役　佐藤忠雄

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、千歳製綿株式会社は、昭和四十三年一月十五日から同年五月六日までを売出期間とする「寝具類」の取引に関するビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が「神秘の地初秋の北海道へ五泊六日の御招待」と称して取引をしようとした「寝具類」の単品売りの通常小売価格の合計は、一万九千五百円から二万円であり、販売価格三万五千五百円のなかには当該北海道観光旅行に要する経費一万五千五百円が含まれているものであつて、当該北海道観光旅行は招待旅行ではないことを広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後、「寝具類」の取引に関し、ビラ、ポスターその他これに類似する物による広告をするときは、本件事実と同様の記載をすることにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される広告をしてはならない。

三、同社は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

千歳製綿株式会社（以下「千歳製綿」という。）は、肩書地に事務所を置き、綿、寝具その他の商品の卸売および小売業を営む事業者である。

千歳製綿は、昭和四十三年一月十五日から同年五月六日までを売出期間とする組ふとん一組、洋掛ふとん一枚、三ツ折百ミリマットレス一枚および袖座ぶとん五枚の四種九点を一組とする寝具類（以下「寝具類」という。）の販売について、昭和四十三年一月中旬ごろ、ビラ（別添写）約千五百枚を千歳製綿の取引先小売店を通じて、山形県その他の地区における一般消費者に配布した。

このビラにより、千歳製綿は、「神秘の地初秋の北海道へ五泊六日の御招待」と称して、「寝具類」を三万五千五百円で購入した者に対し、昭和四十三年八月から九月までに、五泊六日の北海道々南観光旅行（第一日、山形―盛岡（車中泊）―大間―函館―大沼公園―長万部―洞爺湖（泊）―昭和新山―登別（泊）―千歳―札幌市内―定山渓（泊）―洞爺湖―函館―大間（車中泊）―盛岡―仙台―山形）に招待する旨を表示している。

しかるに、千歳製綿が取引をしようとした「寝具類」の単品売りの通常小売価格は、「組ふとん」が一万五百円、「洋掛ふとん」が三千五百円、「三ツ折百ミリマットレス」が三千円から三千五百円および「袖座ぶとん」が五枚で二千五百円（合計一万九千五百円から二万円まで）であり、これらをセットにした販売価格が三万五千五百円であるとは認められず、当該北海道観光旅行に要する経費（約一万五千

五百円）は、販売価格三万五千五百円のなかに含まれているものであつて、当該北海道観光旅行が招待旅行であるとは認められない。

よつて、千歳製綿は、その販売する「寝具類」の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、千歳製綿の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年十月十四日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子

別添写　省略